

新型コロナウイルスに関する人権侵害を防ぐ、 3つの宣言



感染者を非難しない

感染は誰にでも起こる可能性があり、感染者は非難される対象ではなく、守られるべき存在です。「自分が感染したら…」と考えた時に、他の人からされたら嫌だと思ふ事は、他人にもしないという気持ちを持ちましょう。



感染者の出た職場や家族を非難しない

感染者だけでなく、その職場、家族などへの誹謗中傷や差別的な言動は、感染の表面化を遅らせ、感染拡大防止の妨げになることを認識しましょう。



風評被害を防ごう

感染していないにもかかわらず感染者だという噂を流され、本人のみならず、家族や勤務先が差別被害にあうという事例が見受けられます。

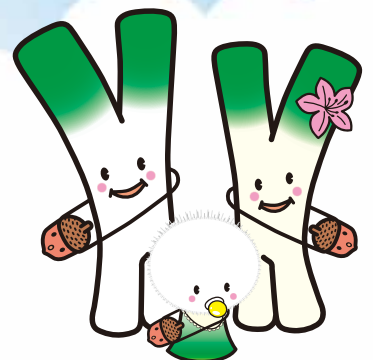
新たな風評被害を生まないために、誤った情報や不確かな情報をむやみに拡散しないようにしましょう。

私たちが克服すべき相手はウイルスです。一日も早く安定した日常生活を取り戻すためにも、正しい理解を深め差別のない社会をめざしましょう。

令和2年7月20日



米子市長 伊木隆司



米子市は、新型コロナウイルスに関する人権侵害を防止するための決意を宣言しました!!

感染者を非難しない

感染者の出た職場や家族を非難しない

風評被害を防ごう

新型コロナウイルスは未知のウイルスで、わからないことが多いため不安が増幅されます。不安から誰かを攻撃すると、差別につながることもなります。差別されるのを恐れて感染したことを報告できずにいることは、感染拡大防止の大きな妨げになります。

感染予防と社会活動を両立するためにも、宣言の主旨をご理解いただき、社会全体で人権侵害をなくしましょう。

日本赤十字社作成

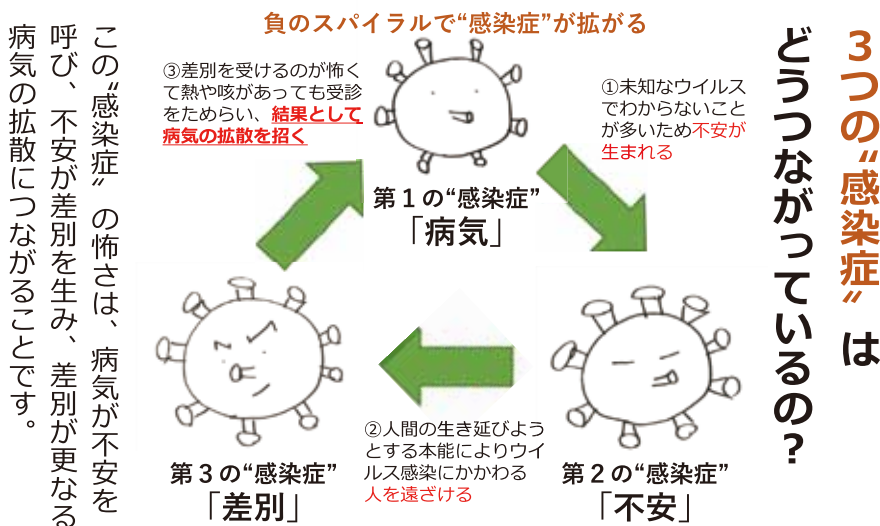
「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！
～負のスパイラルを断ち切るために～」より

*全文は「日本赤十字社」のホームページからご覧いただけます。

実はこのウイルスが怖いのは、「3つの“感染症”」という顔があることです。知らず知らずのうちに私たちが影響を受けていることをみなさんにご存知ですか？



新型コロナウイルスによる感染が流行しています。



不安から、誰かを傷つけてしまうのも、誰かを偏見や差別から守れるのも私たちです。みなさんのご理解、ご協力をお願いします。



〈法務省人権相談窓口〉

- みんなの人権 110 番 0570-003-110
- 子どもの人権 110 番 0120-007-110 [平日 AM8:30 ~ PM5:15]
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810
- 外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911 [平日 AM9:00 ~ PM5:00]
(Foreign-language Human Rights Hotline)

米子市総合政策部人権政策課

電話：0859-23-5415

Fax：0859-37-3184

E-mail：jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp